子育て世帯訪問支援事業のご案内

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家事支援・育児支援を実施します。



対象者

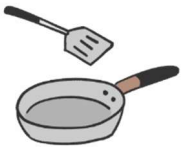
次の①②に当てはまる方
①島本町在住の妊産婦もしくは 18 歳未満の児童を養育する子育て世帯
②家事・育児に負担や不安を抱える方、ヤングケアラーの方等支援が必要な家庭

支援内容





・家事支援
　食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート等
・育児・養育支援
　育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助等
・子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談及び助言



利用内容

利 用 日	月曜日から金曜日（祝日及び１２月２９日から翌年１月３日までの日を除く）
実施時間	午前８時から午後６時までの間で、原則１回あたり２時間以内
支援期間	原則３か月以内で１２回が上限
料　　金	無料（買い物の実費額や送迎に係る交通費の実費額については利用者が負担）



利用方法



①まずはこども家庭課にご相談ください。面談の日程を調整します。
②こども家庭課と面談を行い、支援内容等をご説明します。
③利用申請書を記入していただきます。町で審査後、利用の可否について通知書を送付します。
④利用開始となります。



問合せ先
島本町健康福祉部こども家庭課
TEL:075-962-7931